

平成28年2月25日

まちづくり委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第82号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目次

議案第82号

【川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の

一部を改正する条例】

- 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 改正概要…………… 1
- 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）…………… 3
- 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）…………… 4
- （参考1）
川崎駅東口駅前地区地区計画
計画書…………… 6
計画図…………… 8
告示番号・告示日…………… 9
- （参考2）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）…………… 10
- （参考3）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）… 11
- （参考4）
学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）
新旧対照表…………… 12
- （参考5）
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
（平成27年政令第421号）新旧対照表…………… 13

**川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 改正概要**

1 条例の趣旨

通常の都市計画に基づく規制（用途、容積率、建蔽率等）に加えて、地区の実情に応じた良好な環境を整備し、及び保全するために、地区計画を必要に応じて定めている。そのうち地域の土地利用の状況等からみて、地区計画で定めた内容の実現を確実に担保させるため、建築基準法上の制限とするもの。

※ 昭和63年に新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域を適用区域としたのを皮切りにこれまで49区域で適用

2 改正概要

(1) 川崎駅東口駅前地区の都市計画決定に伴う改正（第1条関係：公布の日施行）

川崎駅周辺地区は、本市の中心的な広域拠点として、活力と魅力にあふれた地区の形成を目指している。この一部を構成する本地区は、川崎駅東口駅前広場に面し、今後も来街者の増加が見込まれることから、広域拠点にふさわしい都市機能の更新や優れた都市景観の形成が求められている。そこで、本地区について「にぎわい・交流」の中心地区としてふさわしい都市機能の充実と健全な街並みの形成を目指すため、地区計画を定める都市計画の決定を行った。これに伴い、当該区域を新たに条例の適用区域として追加し、建築物に係る制限を定める。

川崎駅東口駅前地区整備計画区域

A 地 区 の 区 域	建築物 の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
----------------------------	-------------------	---

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う所要の整備（第2条関係：平成28年4月1日施行）

社会経済状況の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布（平成27年7月8日公布、平成28年4月1日施行）された。

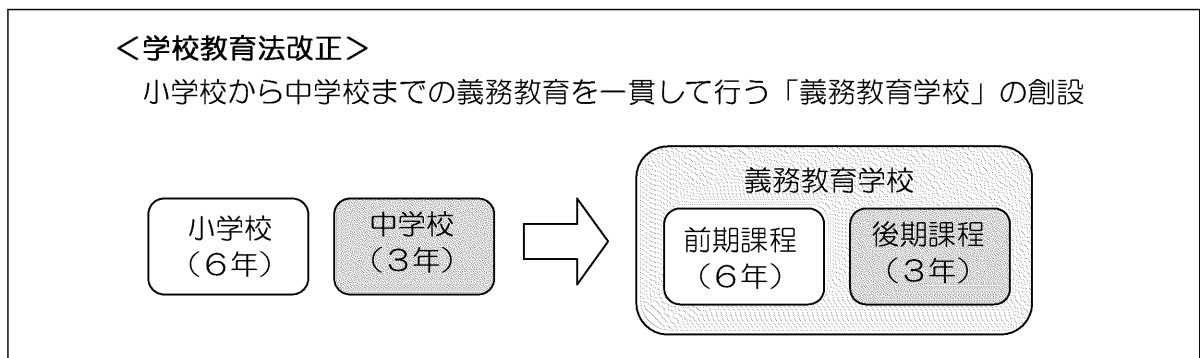
この法律の規定に基づき、市長の認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の計画について、太陽光発電設備、燃料電池設備等のエネルギー消費性能の向上に資する設備を設けることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、当該床面積の部分について、建築物の延べ面積の10分の1を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた。

これに伴い、地区計画条例の建築物の容積率の最高限度の規定に、この容積率の特例の規定を追加するため、所要の整備を行う。

(3) 学校教育法の一部改正に伴う所要の整備（第2条関係：平成28年4月1日施行）

学校教育法の一部改正（平成27年法律第46号、平成28年4月1日施行）が行われ、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校及び中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定された。

これに伴い、建築基準法施行令の一部改正（平成27年政令第421号、平成28年4月1日施行）が行われ、「義務教育学校」について小学校及び中学校の基準が適用されることとなったため、別表第2の黒川地区整備計画区域の中層住宅地区Aの区域に「義務教育学校」を追加する所要の整備を行う。



川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照表【施行日：公布の日（第1条関係）】

改正後 【施行日：公布の日（第1条関係）】	改正前															
<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>昭和62年12月22日条例第40号</p> <p>川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>本文 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>昭和62年12月22日条例第40号</p> <p>川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>本文 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 49</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>川崎駅東口駅前地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された川崎駅東口駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	区域	1 ～ 49	略	略	50	川崎駅東口駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された川崎駅東口駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 49</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	区域	1 ～ 49	略	略
	名称	区域														
1 ～ 49	略	略														
50	川崎駅東口駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された川崎駅東口駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域														
	名称	区域														
1 ～ 49	略	略														
<p>別表第2（第4条～第11条、第13条関係）</p> <p>1～49 略</p> <p>50 川崎駅東口駅前地区整備計画区域</p>	<p>別表第2（第4条～第11条、第13条関係）</p> <p>1～49 略</p> <p><u>(新規)</u></p>															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">A 地 区 の 区 域</td> <td>建築物の用途の制限</td> <td>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</td> </tr> </tbody> </table>	A 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの													
A 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの														

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照表【施行日：平成28年4月1日（第2条関係）】

改正後 【施行日：平成28年4月1日（第2条関係）】	改正前												
<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年12月22日条例第40号</p> <p>川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（容積率の最高限度）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。</p> <p>(1) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に定める床面積</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に定める床面積</u></p> <p>略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条～第11条、第13条関係）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 黒川地区整備計画区域</p>	<p>○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年12月22日条例第40号</p> <p>川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（容積率の最高限度）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に定める床面積は、算入しない。</u></p> <p>略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条～第11条、第13条関係）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 黒川地区整備計画区域</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中層住宅</td> <td style="text-align: center;">建築物の用途の制限</td> <td style="text-align: center;">次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅</td> </tr> </table>	略	略	略	中層住宅	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中層住宅</td> <td style="text-align: center;">建築物の用途の制限</td> <td style="text-align: center;">次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅</td> </tr> </table>	略	略	略	中層住宅	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅
略	略	略											
中層住宅	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅											
略	略	略											
中層住宅	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅											

地区Aの区域		<p>(3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(4) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は中等教育学校（前期課程に限る。）</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	略	略
	建築物の高さの最高限度	<p>建築物（小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は中等教育学校（前期課程に限る。）の用途に供する建築物を除く。）の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) 15メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの</p>
略	略	略

8～50 略

地区Aの区域		<p>(3) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(4) 小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	略	略
	建築物の高さの最高限度	<p>建築物（小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）の用途に供する建築物を除く。）の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。</p> <p>(1) 15メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの</p>
略	略	略

8～50 略

川崎都市計画地区計画の決定

都市計画川崎駅東口駅前地区地区計画を次のように決定する。

名称	川崎駅東口駅前地区地区計画	
位置	川崎市川崎区日進町、小川町、駅前本町地内	
面積	約 6.4 ha	
地区計画の目標	<p>川崎駅周辺地区では、本市の中心的な広域拠点として、中枢業務機能や広域的な商業機能、文化・交流、行政等の高次な都市機能の集積を図るとともに、近年の羽田空港の国際化の進展に対応した都市機能の適切な誘導や回遊性の強化、利便性の向上を図り、活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を目指している。</p> <p>この一部を構成する本地区は、東口駅前広場に面し、大規模商業施設や業務ビル等が立地し、今後も更なる来街者の増加が見込まれ、広域拠点にふさわしい機能更新や優れた都市景観の形成が求められる。</p> <p>そこで、本市の玄関口である駅前広場に面する「にぎわい・交流」の中心地区としてふさわしい都市機能の充実と駅前の健全な街並みの形成を目指すため、次の2点を目標に地区計画を定める。</p> <p>① 建物の更新等の機会を捉えて、土地の高度利用等を進め、商業・業務等の都市機能の集積を図り、広域拠点の駅前にふさわしい拠点性を高める。</p> <p>② 広域的な都市機能拠点の一翼を担う魅力的な都心市街地を形成するため、新しい「川崎市の顔」となるまちづくりを進めるとともに、来街者が安全かつ安心して憩える市街地を形成する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	駅前広場に面した立地特性を活かし、回遊性に優れ、安全かつ安心して過ごせるとともに活力と魅力ある広域的な拠点形成に向け、商業・業務機能等が適切に配置された複合的な土地利用と広域拠点の駅前にふさわしい健全かつ景観に配慮した魅力的な街並みの形成を図る。
	建築物等の整備の方針	広域拠点にふさわしい土地利用の誘導と良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途制限、建築物等の形態又は意匠の制限について、必要な基準を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区
			地区の面積	約 4.3 ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の意匠は、周辺環境に配慮するとともに、広域拠点である川崎駅の玄関口にふさわしく、健全で、明るく開放的な都市の魅力を感じさせる街並みの形成に寄与するデザインとする。	

「区域、地区整備計画区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

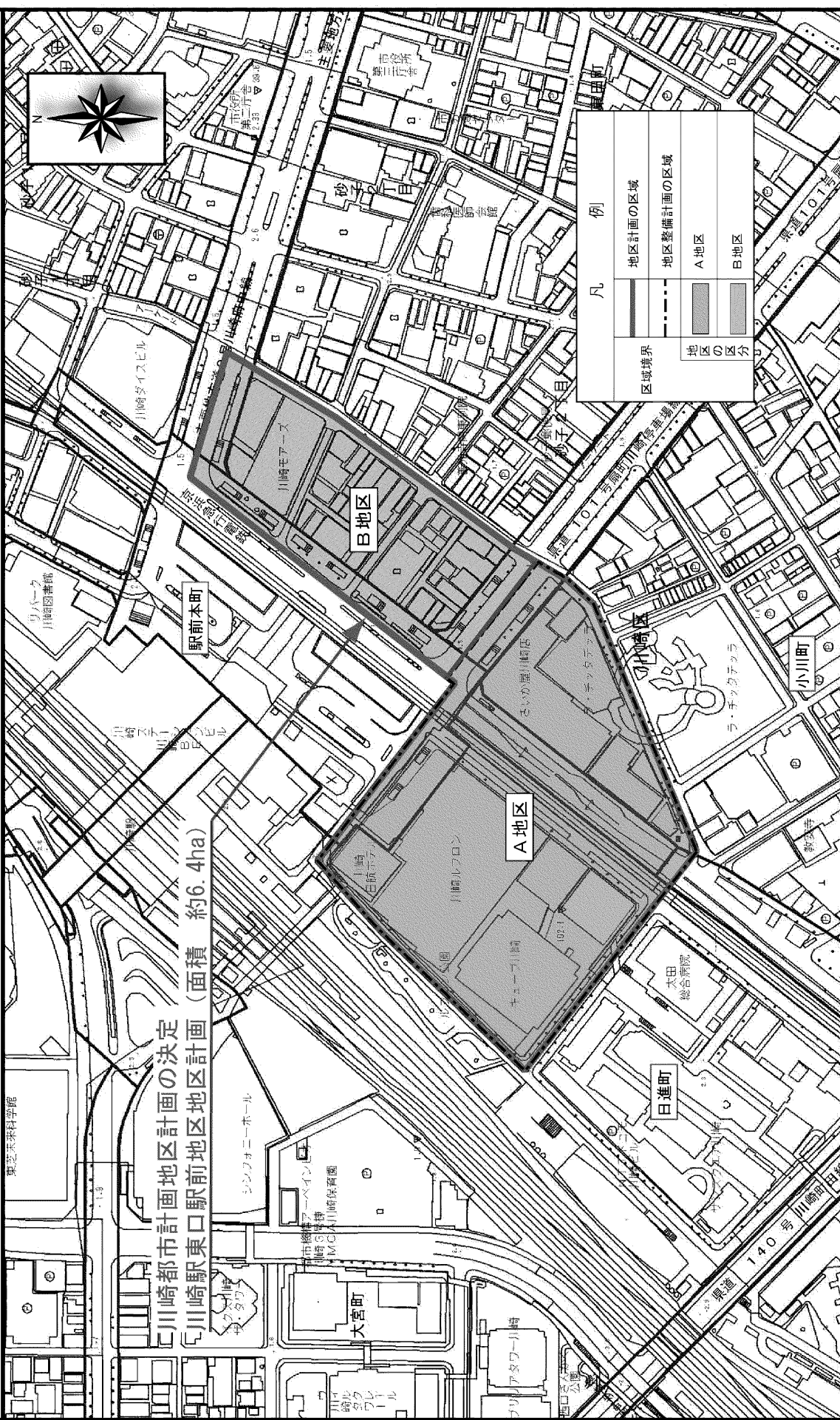
川崎駅周辺地区は、「川崎駅周辺総合整備計画」において、本市の広域拠点として、まちづくりを適切に規制・誘導するとともに、都市基盤の整備や公共公益施設の再配置などを推進するとしております。

また、「都市計画マスタープラン」では、「商業業務エリア」として、商業・業務・文化・交流・研究開発等の諸機能の集積と良好な都市型住宅の建設を適切に誘導し、土地の計画的な高度利用を図り、質の高い複合市街地の形成を目指してしております。

こうした広域的な位置付けのある川崎駅周辺地区の一部を構成する本地区は、大規模商業施設や業務ビルが立地する他、老朽化した店舗が建ち並び、土地の高度利用が図られていない状況があり、老朽化した建築物の機能更新や優れた都市景観の形成が求められています。

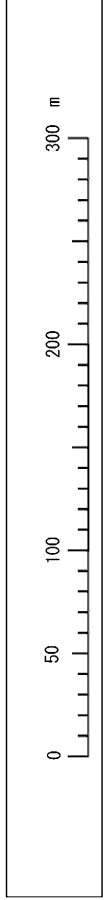
こうしたことから、本案は、川崎駅東口駅前地区約 6.4ha において、本市の広域拠点にふさわしい複合的な都市機能の集積と良好な市街地環境の形成を目指して、地区計画を決定しようとするものです。

川崎市都市計画地区計画の決定（川崎駅東口駅前地区地区計画）



川崎市都市計画地区計画の決定
 川崎駅東口駅前地区地区計画（面積 約6.4ha）

凡 例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	A地区
	B地区
	区域境界
	地区の区分



告示番号・告示日

川崎駅東口駅前地区

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画地区計画の決定（川崎駅東口駅前地区地区計画）
- 2 告示番号
川崎市告示第86号
- 3 告示年月日
平成28年2月8日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成 27 年法律第 53 号、平成 28 年 4 月 1 日施行)

(略)

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令
(平成 28 年政令第 8 号、平成 28 年 4 月 1 日施行)

(略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第三条 法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

(略)

学校教育法等の一部を改正する法律
新旧対照表（平成 27 年法律第 46 号、平成 28 年 4 月 1 日施行）

新	旧
<p>○学校教育法 昭和22年法律第26号</p> <p>学校教育法 第一章 総則 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、 中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者 の変更その他政令で定める事項（次条において「設 置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定 める者の認可を受けなければならない。これらの 学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程 を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」 という。）、夜間その他特別の時間又は時期にお いて授業を行う課程（以下「定時制の課程」とい う。）及び通信による教育を行う課程（以下「通 信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及 び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の 学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科 学大臣</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及 び特別支援学校都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学 校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</p> <p>②～⑤（略） （略）</p>	<p>○学校教育法 昭和22年法律第26号</p> <p>学校教育法 第一章 総則 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者 の変更その他政令で定める事項（次条において「設 置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定 める者の認可を受けなければならない。これらの 学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程 を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」 という。）、夜間その他特別の時間又は時期にお いて授業を行う課程（以下「定時制の課程」とい う。）及び通信による教育を行う課程（以下「通 信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及 び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の 学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科 学大臣</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及 び特別支援学校都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事</p> <p>②～⑤（略） （略）</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
新旧対照表（平成27年政令第421号、平成28年4月1日施行）

新	旧																																				
<p>○建築基準法施行令 昭和25年政令第338号 建築基準法施行令 (学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光) 第十九条(略) 2(略) 3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">居室の種類</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</td> <td style="text-align: center;">五分の一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(三)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(七)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>蹴上げ</u>及び踏面の寸法) 第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>蹴上げ</u>及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の<u>蹴上げ</u>は二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。</p>	居室の種類		割合	(一)	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一	(二)	(略)		(三)	(略)	(略)	～			(七)			<p>○建築基準法施行令 昭和25年政令第338号 建築基準法施行令 (学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光) 第十九条(略) 2(略) 3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">居室の種類</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</td> <td style="text-align: center;">五分の一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(三)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(七)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>けあげ</u>及び踏面の寸法) 第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>けあげ</u>及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の<u>けあげ</u>は二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。</p>	居室の種類		割合	(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一	(二)	(略)		(三)	(略)	(略)	～			(七)		
居室の種類		割合																																			
(一)	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一																																			
(二)	(略)																																				
(三)	(略)	(略)																																			
～																																					
(七)																																					
居室の種類		割合																																			
(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一																																			
(二)	(略)																																				
(三)	(略)	(略)																																			
～																																					
(七)																																					

階段の種類		階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	蹴上げの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	一四〇以上	一六以下	二六以上
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校（以下略）	一四〇以上	一八以下	二六以上
(三)	(略)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(廊下の幅)

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置 廊下の用途	両側に居室がある廊下における場合（単位メートル）	その他の廊下における場合（単位メートル）
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	二・三	一・八
(略)	(略)	(略)

階段の種類		階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	けあげの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
(一)	小学校における児童用のもの	一四〇以上	一六以下	二六以上
(二)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校（以下略）	一四〇以上	一八以下	二六以上
(三)	(略)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(廊下の幅)

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置 廊下の用途	両側に居室がある廊下における場合（単位メートル）	その他の廊下における場合（単位メートル）
小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	二・三	一・八
(略)	(略)	(略)